

別表第1（第5条関係）

<p>(1) 位置図</p>	<p>位置図の縮尺は1万分の1から5万分の1程度の地図で主な目標物、周辺の建物、地形、方位等が記入されたものに申請場所を赤色で明記したもの</p>
<p>(2) 案内図</p>	<p>案内図は住宅地図等に申請場所を赤色で明記したもの</p>
<p>(3) 公図の写し</p>	<p>法務局備付けの公図（一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力したものを含む。）から、申請地及びその隣接地の全てを含む広い範囲を転写したものに、次に掲げる事項を記入したもの</p> <p>(ア) 申請場所に官民境界確認箇所を赤色で明記したもの</p> <p>(イ) 当該公図の所在する法務局名</p> <p>(ウ) 縮尺及び方位</p> <p>(エ) 当該公図の転写年月日</p> <p>(オ) 字界等隣接が別葉になる場合には隣接地の公図</p> <p>(カ) 恵那市法定外公共物管理条例第2条に規定する法定外公共物の場合は、旧土地台帳付属図面の写し（法務局で申請地の幅を確認し、余白に記載する。）</p>
<p>(4) 地積測量図の写し</p>	<p>申請地及び付近の地積測量図が、法務局に備え付けられていればその写し（一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力したものを含む。）</p>
<p>(5) 申請者の証明書類</p>	<p>(ア) 現住所と登記上の住所が異なる場合は、住所の移転が確認できる書類（住民票、戸籍の附票）を添付すること。</p> <p>(イ) 申請者が法人の場合は、代表者事項証</p>

	<p>明書（法人の資格証明書）を添付する。</p> <p>(ウ) 申請者が管財人又は清算人の場合は、これを証する書類を添付する。</p> <p>(エ) 土地の所有者が死亡し遺産分割協議がなされていない場合は、相続関係図及び戸籍を添付する。</p> <p>(オ) 土地の所有者が死亡し遺産分割協議がなされている場合は、相続関係図、戸籍、遺産分割協議書及び印鑑証明書の写しを添付する。</p> <p>(カ) 申請者が法定代理人の場合は、これを証する書類を添付する。</p>
(6) 委任状	代理人へ委任した権限の範囲を明確に記入する。
(7) 関係土地所有者一覧表	<p>(ア) 公共用財産の隣接地のうち利害関係を有する土地について、申請者、申請者以外の者の所有地を含めて、土地の登記のとおり正確に記入する。登記事項証明書記載住所と現住所の相違が確認された場合は、再提出する。</p> <p>(イ) 赤線、青線及び公図幅又は現況幅4.0m未満の道路については、対側地の関係土地所有者を含めて作成する。</p>
(8) 登記事項証明書	<p>申請場所の登記事項証明書（原本又は写しに職印による原本証明を行ったもの）を添付する。</p> <p>（一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力したものでも可。）</p>
(9) その他市長が必要と認める書類	窓口等において指示があった書類

別表第2（第8条関係）

<p>(1) 横断面図</p>	<p>ア 境界標及び道路構造物等から公共用財産の区域が容易に判断できない場合に作成し、横断面図には、次の事項を記入する。</p> <p>(ア) 作成者の氏名</p> <p>(イ) 官民境界確認線を赤色で明記</p> <p>イ 横断面図は、原則、官民境界確認箇所を挟む土地の図面とする。</p> <p>ウ 横断面図の縮尺は50分の1から100分の1までとする。</p>
<p>(2) その他の図面の写し</p>	<p>換地図等境界を確定するために参考とする図面</p>
<p>(3) 写真</p>	<p>申請場所周辺の現況、既設境界標、構造物の設置状況、位置関係等が確認できる写真</p>

別表第3 (第12条関係)

<p>(1) 公共用財産との境界確定承諾書</p>	<p>ア 公共用財産との境界確定承諾書は、当市と接する申請地及び隣接地のものを提出すること。</p> <p>イ 公共用財産との境界確定承諾書は、写しを提出するものとする。ただし、市長から原本の提示を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>ウ 公共用財産との境界確定承諾書と同一の内容が記載されている場合は、任意様式とすることができる。</p> <p>エ 共有地の土地の場合</p> <p>(ア) 申請者の土地が共有地の場合 共有者全員が署名した公共用財産との境界確定承諾書を添付する。</p> <p>(イ) 隣接地の土地が共有地の場合 共有者のうち、現に占有する者が署名した公共用財産との境界確定承諾書及び確約書(共有地の場合)(様式第13号)を添付する。</p> <p>オ 死亡者の土地の場合</p> <p>(ア) 申請地の土地所有者が死亡している場合 法定相続人全員が署名した公共用財産との境界確定承諾書及び相続関係図を添付する。</p> <p>(イ) 隣接地の土地所有者が死亡している場合 法定相続人のうち、現に占有する者が署名した公共用財産との境界確定承諾書、相続関係図及び確約書(土地所有者が死亡している場合)(様式第14号)を添付する。</p> <p>カ エ及びオの隣接地特例 申請地の隣接地が共有地又は死亡者の土地であって、その共有者又は相続人のうち、</p>
---------------------------	--

	<p>一部の権利者の所在の調査が困難であると市長が認める場合は、一部の権利者に限って公共用財産との境界確定承諾書の添付を省略することができる。</p> <p>キ 制限行為能力者の場合 親権者、後見人等の法定代理人の署名した公共用財産との境界確定承諾書を添付する。</p> <p>ク 隣接地が国又は地方公共団体の場合 国又は地方公共団体が発行する公共用財産との境界確定承諾書及び同種のもの写しを添付する。</p>
(2) 境界確定図	<p>ア 日本工業規格A3以下の大きさとし、A3より大きくなる場合は市長と協議する。</p> <p>イ 縮尺は100分の1から500分の1までとする。</p> <p>ウ 次の内容を記入する。 (ア) 確定した境界線を赤色で明記し、官民境界線と記入する。 (イ) 確定した境界線が復元できるよう、境界標と近傍の恒久的地物（以下「引照点」という。）との距離、角度等の位置関係、引照点の詳細説明図を記入する。 (ウ) 境界標や各点間距離を明記する。</p> <p>エ 境界確定図は、2部提出する。</p>
(3) 横断面図	<p>ア 必要に応じ、事前協議時に提出するものに基づいて作成する。</p> <p>イ 次の内容を記入する。 (ア) 確定した境界線を赤色で明記し、官民境界線と記入する。 (イ) 構造物等からの距離を記入する。</p>
(4) 測点図等	<p>ア 直角座標法で測量するのを原則とし、測点</p>

	<p>図、座標一覧表等を添付する。</p> <p>イ 境界確定図と別葉になる場合に添付する。</p>
(5) 写真	<p>ア 境界標等の設置が確認できる写真</p> <p>イ 引照点の写真</p>
(6) その他市長が必要と認める書類	<p>ア 市長が特に必要と認める書類</p>

別表第4（第14条関係）

<p>(1) 位置図</p>	<p>位置図の縮尺は1万分の1から5万分の1程度の地図であって、主な目標物、周辺の建物、地形、方位等が記入されたものに申請場所を赤色で明記したもの</p>
<p>(2) 法務局備付け公図の写し</p>	<p>法務局備付けの公図（一般財団法人 民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力したものを含む）から、申請場所及びその隣接地の全てを含む広い範囲を転写したものに、次に掲げる事項を記入したもの</p> <p>(ア) 申請場所に官民境界確認箇所を赤色で明記すること。</p> <p>(イ) 当該公図の所在する法務局名</p> <p>(ウ) 縮尺、方位</p> <p>(エ) 当該公図の転写年月日</p>
<p>(3) 境界確定図</p>	<p>日本工業規格A3以下の大きさ（A3より大きくなる場合は市長と協議する。）</p> <p>縮尺は100分の1から500分の1までで作成し、次の事項を記入したもの</p> <p>(ア) 確定した境界線を赤色で明記し、「官民境界線」と記入</p> <p>(イ) 確定した境界線が復元できるよう、境界標と近傍の恒久的地物（以下「引照点」という。）との距離、角度等の位置関係、引照点の詳細説明図を記入</p> <p>(ウ) 境界標や各点間距離を明記</p>
<p>(4) 横断面図</p>	<p>事前協議時に提出するものに準じて作成し、次の事項を追加したもの</p> <p>(ア) 確定した境界線を赤色で明記し、「官民境界線」と記入</p> <p>(イ) 構造物等からの距離を記入</p>

(5) 測点図等	直角座標法で測量するのを原則とし、測点図、座標一覧表等を添付する。
(6) 写真	(ア) 官民境界線全景（延長により、複数枚に分かれることも可とする。） (イ) 境界点が確認できる写真（遠景及び近景） (ウ) 引照点の写真
(7) パラメーターを用いて計算処理をした資料	測地成果 2000 で確定済みの成果を測地成果 2011 の成果にて証明願を提出する場合は、その計算処理をした資料（境界確定図に記載がある全ての測点の補正前補正後の座標が明記されているもの）